

令和5年度



ぴーすクラブ募集

合志市社会福祉協議会では、南ヶ丘福祉支援センター「ひかり」において市の委託を受け、保育者の就労状況等の理由により、常時昼間の保育が出来ない児童の健全育成を目的に学童クラブ「ぴーすクラブ」の募集を行います。

対象児童

- 令和5年度に南ヶ丘小学校に在籍、又は、在籍予定の児童
- 南ヶ丘小学校で行われている学童クラブの時間帯では迎えが間に合わない家庭の児童を優先

利用料・開設時間など

- ◆開所日 月曜日～土曜日※1（日祝日及び12月29日～1月3日は休業日）
- ◆開所時間 通常保育 放課後～18時（延長20時まで）
長期休み※2（代休含） 8時～18時（延長20時まで）
土曜保育 8時～19時（延長なし）
- ◆年会費 5,000円（きょうだい割引あり）
- ◆月基本料 下記以外の月・・・7,000円
4、7、12月・・・8,000円
8月・・・12,000円



*18時以降利用の場合1回につき200円追加となります。（月延長は2000円追加）

- ◆定員 19名程度

※1 土曜日はふれあい館にて保育を行います。別途利用料600円/日

※2 お盆期間はふれあい館にて合同保育となります。

*非課税世帯等の方は減免措置があります 詳しくはお問合せください



☆ぴーすクラブの目的☆

- ☆遊びや行事を通して、いろいろな体験をする
- ☆子どもの自立、自主性、協調性を養う
- ☆異年齢のふれあいで社会性を培う



申し込み受付

11月1日～11月30日（月～金曜日※祝日を除く）（ふれあい館は月～土曜日受付可）

※書類配布、受付は申込受付日より

南ヶ丘福祉支援センターにて

受付時間 10時～18時

（合志市社会福祉協議会HPよりダウンロード可）

※申請書提出後、審査のうえ決定します

【お問い合わせ】

合志市社会福祉協議会（南ヶ丘福祉支援センター）

<担当> 東 才原 井筒

☎096-288-2240

合志市社会福祉協議会長 宛

保護者住所 合志市

保護者氏名

T E L

合志市放課後児童クラブ利用申込申請書

合志市放課後児童対策事業に次のとおり、申し込みます。

| | | | | |
|------------|----------------|----------|----|------------|
| 保育を希望する児童の | 氏名(フリガナ) | 生年月日 | 性別 | 学校名・新学年 |
| | () | 年月日生(満歳) | | 小学校 新学年 |
| 保育を希望する期間 | 年 月 日 から 年 月 日 | | | |
| 保育を必要とする理由 | | | | |

◆児童の家庭の状況 (児童本人以外の保護者及び同居している親族等全員について記入のこと。)

| | | | |
|------------------|--|--|--|
| (フリガナ) 親族等の氏名 | | | |
| 児童との続柄(性別) | () | () | () |
| 生年月日 | 年月日生 | 年月日生 | 年月日生 |
| 勤務先所在地 TEL | () () () | () () () | () () () |
| 就労の状況 | 就労(予定)期間 ～ | 就労(予定)期間 ～ | 就労(予定)期間 ～ |
| | 就労(予定)時間 ～ | 就労(予定)時間 ～ | 就労(予定)時間 ～ |
| | 就労の形態 ・常勤 ・臨時 ・パート ・自営業 ・その他() ・無職理由 () | 就労の形態 ・常勤 ・臨時 ・パート ・自営業 ・その他() ・無職理由 () | 就労の形態 ・常勤 ・臨時 ・パート ・自営業 ・その他() ・無職理由 () |

児童の状況 (今までかかった大きな病気やその他心配していることがあれば記入してください。)

| |
|--|
| |
|--|

| | | | |
|--------------|--|--------|--|
| フリガナ 児童氏名 | | 学校名・学年 | |
|--------------|--|--------|--|

※児童クラブを利用する児童氏名を記入

※太枠内は、必ず事業主または人事担当者にて記入してください。

| | | | |
|--|-----------------------------|------------------------|----------|
| <h1>就 労 証 明 書</h1> | | | |
| (あて先) | クラブ 様 | 記入日 | 令和 年 月 日 |
| | <u>所在地</u> | | |
| | <u>事業所名</u> | | |
| | <u>代表者</u> | ⑩ | |
| | <u>記入者氏名</u> | <u>電話番号</u> () - | |
| 次の者は、以下のとおり当事業所に(就労中 ・ 就労予定)であることを証明します。 | | | |
| 就 労 者 名 | | | |
| 住 所 | 合志市 | | |
| 就 労 場 所 | | | |
| 就 労 開 始 年 月 日 | 昭和 ・ 平成 ・ 令和 年 月 日 | | |
| 契 約 期 間 | 無 ・ 有 (令和 年 月 日まで) | 契 約 満 了 後 の 更 新 予 定 | 無 ・ 有 |
| 就 労 形 態 | 常勤 ・ 臨時 ・ パート ・ 自営 ・ その他() | | |
| 一 日 の 就 労 時 間 | 時 分 ~ 時 分 (実 働 時 間 分) | | |
| 一 週 間 の 就 労 日 | 月 ・ 火 ・ 水 ・ 木 ・ 金 ・ 土 ・ 日 | 週 | 日 |
| 備 考 | | | |

※就労先が変更になった場合は、新しい就労証明書を再度提出すること。

※一日の就労時間欄がシフト制または不定期等で不足する場合、備考欄へ記入してください。

学童クラブ入所判断基準表

() 学校 新 () 年 氏名 ()

記入日：令和 年 月 日

※該当箇所におを願います。

| 該当有無 | 類型 | 細目 | 適用 | 添付書類 | 見直し時期 | |
|------|-----------------|---------------------------|---|--------------------------|------------|-----------------------------|
| | 居宅内・居宅外勤務 | 月170時間（1日8時間30分以上、月20日以上） | 【外勤】 ・事務所に常時雇用されている者 ・時給、日雇などの雇用形態の者、及びその他就労者 ※ただし、月64時間以上就労でない場合や、就労時間等と比較して著しく収入が低い場合は、入所不可。 【自営業・農業】 ・親族の経営する会社等で就労している者 ・農業を営む者 | 就労証明書 | （必要に応じて随時） | |
| | | 月140時間（1日7時間以上、月20日以上） | | | | |
| | | 月120時間（1日6時間以上、月20日以上） | | | | |
| | | 月112時間（1日7時間以上、月16日以上） | | | | |
| | | 月100時間（1日5時間以上、月20日以上） | | | | |
| | | 月80時間（1日5時間以上、月16日以上） | | | | |
| | | その他 | | | | |
| | 保護者の疾病等 | 居宅内療養 | 概ね1ヵ月以上入院 長期安静加療を要する者 概ね1ヵ月以上安静を要する者 | 診断書（保育不可と明記されているもの）及び申立書 | 6ヵ月以内 | |
| | | 障害の場合 | 身体障害者手帳・療育手帳保持者及び同程度と判断できる者 | 身体障害者手帳、療育手帳又は診断書、及び申立書 | | |
| | 保護者・同居の家族・児童の状況 | 病人の看護等 | 常時臥床している者の看（介）護に当たる者 心身障害児の介護に常時当たる者 概ね1ヵ月以上の安静を要する者の付添に常時当たる者 長期居宅療養等の看（介）護に当たっている者 別居の親族等の介護に当たっている者 | 身体障害者手帳、療養手帳又は診断書、及び申立書 | 必要に応じて随時 | |
| | | その他 | 保育に欠けると判断できる場合 | 内容を証する書類 | | |
| | 児童の学年 | 6年生の児童 | 児童の利用年度の学年 | 申請書 就労証明書など | 優遇措置対象 | |
| | | 5年生の児童 | | | | |
| | | 4年生の児童 | | | | |
| | | 3年生の児童 | | | | |
| | | 2年生の児童 | | | | |
| | 月利用回数 | 10日未満 | 月の利用の回数 | 申請書 就労証明書など | 優遇措置対象 | |
| | | 10～15日 | | | | |
| | | 16～20日 | | | | |
| | | 20日以上 | | | | |
| | 迎え時間 | ～17時 | 通常保育の迎え時間 在所生は前年度のお迎え時間を参照 | 申請書 就労証明書など | 優遇措置対象 | |
| | | 17時～18時 | | | | |
| | | 18時～19時 | | | | |
| | | 19時～20時 | | | | |
| | その他 | ひとり親世帯等 | ひとり親世帯もしくはそれに準ずる世帯（別居かつ離婚調停中） | 診断書など 証明できる書類等 | 優遇措置対象 | |
| | | 児童の状況 | 同居の兄弟姉妹がいない一人っ子 | | | 医師等の診断により、特別な支援が必要だと認められる場合 |
| | | | 児童福祉法26条第1項第4号に定める、児童相談所長の措置、及び、虐待・育児放棄・親のいない児童・離婚直後で児童の状況および経済的自立が困難と想定されるケース | | | |

※必要書類を添付のうえ、ご提出ください。